

希望が丘文化公園ネーミングライツパートナーの募集について

	滋賀県希望が丘文化公園 陸上競技場	滋賀県立青少年宿泊研修所
目的	県有財産の有効活用により自主財源を確保し、陸上競技場の利用者サービスの維持・向上および安定した運営基盤の確立を図るため、陸上競技場に愛称を命名する権利を取得するネーミングライツパートナーを募集します。	県有財産の有効活用により自主財源を確保し、青少年宿泊研修所の利用者サービスの維持・向上および安定した運営基盤の確立を図るため、研修所に愛称を命名する権利を取得するネーミングライツパートナーを募集します。
募集対象施設	滋賀県希望が丘文化公園 陸上競技場	滋賀県立青少年宿泊研修所
募集概要		
(1)命名条件	愛称の一部に、「陸上競技場」の文字を使用することを条件とします。	愛称の一部に、「青年の城」の文字を使用することを条件とします。
(2)県が希望するネーミングライツ料	200万円以上 (消費税および地方消費税を含む)	250万円以上 (消費税および地方消費税を含む)
	※金額は県が希望する金額であり、この金額未満の申込も可能。	
(3)ネーミングライツ料パートナー特典	陸上競技場にかかる ①施設命名権 ②施設愛称表示権 ③施設利用料および付帯設備利用料金を半額(上限額は契約額の10%)	青少年宿泊研修所にかかる ①施設命名権 ②施設愛称表示権 ③施設利用料および付帯設備利用料金を半額(上限額は契約額の10%)
(4)契約期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで(予定)	
(5)愛称の表示	愛称の表示が可能なものは、施設入口の看板、施設敷地内の案内板、印刷物(パンフレット、ポスター、チラシ等)、施設のホームページです。なお、新たに看板等の設置を希望する場合は、別途協議の上、設置の可否を決定することとします。	
(6)愛称の普及・定着	県は、愛称の普及・定着を図るため、県の各種広報において愛称を使用するとともに、施設管理者やメディア、県内市町等に対し、愛称の使用を働きかけます。	
応募資格	当該施設のネーミングライツパートナーとしてふさわしい法人で、募集要項で定める応募資格を満たす者。	
募集期間	平成25年9月中旬から平成25年11月29日(金)まで	
選定方法および選定基準	別途設置する選定委員会において、応募資格、愛称案、ネーミングライツ料、経営の安定性、地域貢献等を総合的に審査し、候補者を決定します。その後、決定された候補者と契約内容について協議を行い、合意に至った場合、契約を締結します。	
今後の予定	12月 ネーミングライツパートナーの選定 1～3月 契約締結、施設表示等の変更	

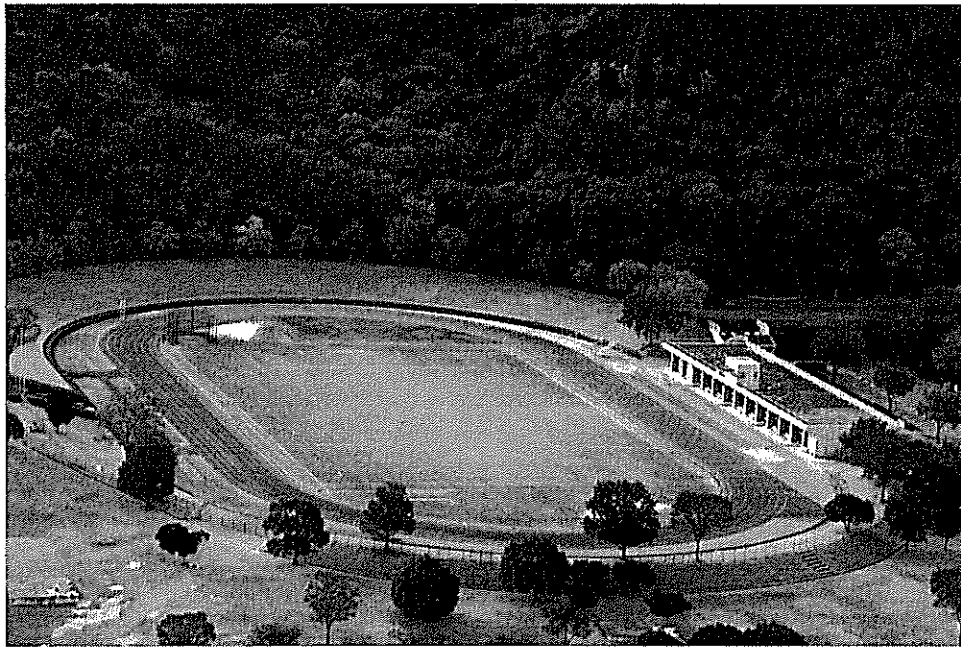
## 滋賀県希望が丘文化公園 陸上競技場の概要

平成25年8月28日現在

施設名	滋賀県希望が丘文化公園 陸上競技場
所在地	滋賀県野洲市北桜
設置根拠	滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例
設置目的	すぐれた自然環境を保護し、活用し、県民にいきいこの場を提供するとともに、広く県民文化、体育の向上に資すること
開館（設置）	昭和47年4月
建物構造	屋内練習場鉄筋コンクリート造
面積	敷地面積 25,530㎡
利用できる期間・時間	午前9時から午後5時まで 休園日 ①月曜日（祝日の場合はその翌日以降の平日） ②12月29日から翌年1月3日
主な施設・規模	全天候トラック8レーン（1周400m） 屋内練習場
利用者数	平成24年度 37,000人 平成23年度 38,848人 平成22年度 41,343人
管理運営主体	指定管理者 公益財団法人滋賀県文化振興事業団 （指定管理期間平成21年4月1日～平成26年3月31日）
主な利用イベント	中学・高校・大学等の陸上競技部による利用等
メディアへの露出情報発信等	平成24年度実績 <希望が丘文化公園として> パンフレット等 7,500部、イベントガイド(年2回)計200,000円、 ホームページ掲載 約128,000件、その他雑誌等掲載 <陸上競技場として> 新聞掲載 17件
施設ホームページ	<a href="http://www.shiga-bunshin.or.jp/kibougaoka/">http://www.shiga-bunshin.or.jp/kibougaoka/</a>

ネーミングライツ料 （希望額）	200万円以上（消費税および地方消費を含む）
契約期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（予定）
ネーミングライツ パートナー特典	①施設命名権 ②施設愛称表示権 ③施設利用料および付帯設備利用料金を半額（上限額は契約額の10%）

※ 施設、イベント、情報発信に係る写真等を掲載



※ 愛称表示箇所等の写真



## 滋賀県立青少年宿泊研修所の概要

平成25年8月28日現在

施設名	滋賀県立青少年宿泊研修所
所在地	滋賀県蒲生郡竜王町薬師
設置根拠	滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例
設置目的	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、宿泊研修等の機会を通じて、青少年の健全な育成を図ること
開館(設置)	昭和47年4月
建物構造	鉄筋コンクリート造 地上3階建
面積	敷地面積 36,335㎡ 建物延床面積 8,782㎡
利用できる期間・時間	午前9時から午後10時まで 休所日 ①月曜日(祝日の場合はその翌日以降の平日) ②12月29日から翌年1月3日
主な施設・規模	宿泊定員320人、大ホール(400名収容)、中ホール、研修室、会議室等
利用者数	平成24年度 53,876人 平成23年度 49,487人 平成22年度 45,499人
管理運営主体	指定管理者 公益財団法人滋賀県文化振興事業団 (指定管理期間 平成21年4月1日～平成26年3月31日)
主な利用イベント	希望が丘自然観察会、希望が丘アウトドアスクール、学校等による宿泊研修
メディアへの露出情報発信等	平成24年度実績 <希望が丘文化公園として> パンフレット等 7,500部、イベントガイド(年2回)計200,000円、ホームページ掲載 約128,000件、その他雑誌等掲載 <青少年宿泊研修所として> 新聞掲載 6件
施設ホームページ	<a href="http://www.shiga-bunshin.or.jp/kibougaoka/">http://www.shiga-bunshin.or.jp/kibougaoka/</a>

ネーミングライツ料(希望額)	250万円以上(消費税および地方消費を含む)
契約期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで(予定)
ネーミングライツパートナー特典	①施設命名権 ②施設愛称表示権 ③施設利用料および付帯設備利用料金を半額(上限額は契約額の10%)

※ 施設、イベント、情報発信に係る写真等を掲載



※ 愛称表示箇所等の写真

